

事 務 連 絡
令和3年10月7日

関係協会長 殿

富山県建設技術企画課長
富山県管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における工事
及び業務の対応について

このことについて、令和3年9月30日付けで国土交通省から通知があり、
富山県土木部では別添のとおり案内しましたので、お知らせします。

(事務担当)

建設技術企画課 技術指導係
管 理 課 入札・契約係

(別 添)
事 務 連 絡
令和 3 年 1 0 月 7 日

部 内 各 課 長
部内各出先機関の長 殿

建設技術企画課長
管 理 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における工事
及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和 3 年 5 月 6 日付け建技第 48 号及び管第 41 号)等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和 3 年 9 月 28 日に、同年 9 月 30 日をもって緊急事態措置等を終了することとなり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 2 8 日(令和 3 年 9 月 2 8 日変更))(以下「基本的対処方針」という。)において、今後、ワクチン接種を一層進捗させ、医療供給体制をもう一段整備し、感染拡大に対する社会の耐性を高めながら、感染対策と日常生活を両立させることを基本として、政策を展開していくこととするとされたところです。

また、基本的対処方針では、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、クラスターの発生を抑えることが、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるために重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践等を促していくこととされているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につき

ましては、受発注者双方において、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防に取り組むとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を確認のうえ、適切な対応をお願いします。

(事務担当)

建設技術企画課 技術指導係
管 理 課 入札・契約係